# 高槻市農業委員会 「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和3年1月 高槻市農業委員会

# 高槻市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和3年1月15日高槻市農業委員会

# 第1 基本的な考え方

高槻市は、平地と中山間が混在しており、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、担い手の高齢化が進み、相続等で新たに農地所有者となっても耕作が難しい状況であり、遊休農地の増加が懸念されていることから、市が行う農業基盤保全事業(遊休農地対策事業)や大阪府みどり公社が担う農地中間管理事業を活用しながら、市やJAたかつき、さらには地元実行組合の協力のもと設置されている遊休農地対策本部及び各地区の遊休農地対策協議会と連携を強化することで、担い手への農地利用の集積・集約化及び遊休農地の未然防止に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、 農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員 (以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の 最適化」が一体的に進んでいくよう、高槻市農業委員会の指針として、具体的な目標と 推進方法を以下のとおり定める。

# 第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

## (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積【ha】	遊休農地面積【ha】	遊休農地の割合【%】
	(A)	(B)	(B/A)
現 状 (令和2年3月)	6 2 1	10.4	1. 67
3年後の目標 (令和5年3月)	6 2 1	5.0以下	0.8以下

- ※ 3年後の目標値については、高槻市農林業振興ビジョン(高槻市農林業基本計画)の改定が令和 4年度に予定されているため、現行ビジョンにおける数値を参考として暫定的に設定
- (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法
  - ① 遊休農地対策本部や遊休農地対策協議会を中心として関係機関との連携を強める。 また、関係機関が実施する制度を活用し、遊休農地の発生の未然防止及び解消に 取り組む。
  - ② 農地の利用状況調査と利用意向調査等を確実に実施する。 農業委員及び推進委員並び地元実行組合の相互協力により農地法第30条第1項 の規定による利用状況調査(以下、「利用状況調査」という。)を行う。

また、同法第32条第1項の規定による利用意向調査を実施し、所有者の意向を正確に把握するとともに、遊休農地の未然防止のため、地元実行組合の協力のもと

将来的に遊休農地になる可能性のある農地所有者への対応を行う。

なお、これまでの農地パトロールは従来どおり行うとともに、違反転用等の発生 防止等の現場活動については、利用状況調査等の時期に関わらず、随時実施して違 反転用の早期発見・早期是正を図る。

## 2 担い手への農地利用集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積【ha】 (A)	集積面積【ha】 (B)	集積率【%】 (B/A)
現 状 (令和2年3月)	6 2 1	19.3	3. 1
3年後の目標 (令和5年3月)	6 2 1	24.1	3. 9

※ 3年後の目標値については、高槻市農林業振興ビジョン(高槻市農林業基本計画)の改定が令和 4年度に予定されているため、現行ビジョンにおける数値を参考として暫定的に設定

## (2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 遊休農地対策本部や遊休農地対策協議会を中心として、関係機関との連携を強める。
- ② 関係機関が実施する農地の利用調整と利用権の設定を支援する。

#### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数【経営体】	新規参入経営面積【ha】
現		
(平成29年4月	6	3. 0
~令和2年3月)		
今後3年間の目標		
(令和2年4月	3	0.6
~令和5年3月)		

<sup>※</sup> 高槻市農業委員会事業計画における数値を参考に設定

## (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 新規参入希望者に対しては、事業計画を精査した上で、必要な支援を行う。
- ② 関係機関及び地元実行組合との連携を図る。

# 4 その他

この指針は、原則として、農業委員会の委員の改選ごとに見直しを行う。ただし、年度途中であっても社会情勢の変化等により見直しが必要な場合は、随時、見直しを行うことができるものとする。